

年金請求書(国民年金寡婦年金)

- ☐ のなかに必要な事項をご記入ください。(◆印欄には、なにも記入しないでください。)
 ○黒インクのボールペンでご記入ください。鉛筆や、摩擦等により消色するインクを用いたペンは使用しないでください。
 ○フリガナはカタカナでご記入ください。
 ○この請求書は市区町村役場またはお近くの年金事務所にご提出ください。

職員記入欄	⑤作成原因	⑥進達番号		
入力処理コード	01			
630004	⑧重無	⑨未保	⑩支保	
年金コード				
595				

受付登録コード
1741

二次元コード



1. 死亡した方についてご記入ください。

① 基礎年金番号		② 生年月日	3.大正 5.昭和 7.平成	年	月	日
⑪ 氏名	(フリガナ)	(氏)	(名)			

2. 請求者(年金を受ける方)についてご記入ください。

※個人番号(マイナンバー)を記入された場合、個人番号カード(マイナンバーカード)等の提示または写しの提出が必要です。詳しくは4ページをご確認ください。

③ 個人番号※ (マイナンバー)		④ 生年月日	5.昭和 7.平成	年	月	日
基礎年金番号		電話番号	— —			
⑫ 氏名	(フリガナ)	(氏)	(名)	*日中に連絡が取れる電話番号(携帯も可)をご記入ください。		
⑬ 住所の郵便番号	⑭ (フリガナ)	住所	市区町村			

3. 年金の受取口座をご記入ください。 貯蓄預金口座または貯蓄貯金口座への振込みはできません。

年金受取口座に公金受取口座として登録済の口座を利用するかご記入ください。

(1) 公金受取口座 ③2 の利用意思	① 利用する	② 利用しない(または未登録)
------------------------	--------	-----------------

※公金受取口座を利用する場合は、通帳等の写しの添付や金融機関の証明は不要です。

年金受取口座として指定する口座をご記入ください。(公金受取口座を利用する場合も必ずご記入ください。)

⑮ 年金振込先	① 金融機関	⑯ 金融機関コード	⑰ 支店コード	(フリガナ)	銀行 金庫 信組 協信 農協 信連 信漁連 漁協	(フリガナ)	本店 支店 出張所 本所 支所	⑱ 預金種別	⑲ 口座番号(左詰めで記入)
	② ゆうちょ銀行	貯金通帳の記号(左詰めで記入)		⑲ 番号(右詰めで記入)		金融機関またはゆうちょ銀行の証明欄			
口座名義人氏名 (カタカナ)		(氏)	(名)	⑫の氏名フリガナと、口座名義人氏名フリガナが同じであることをご確認ください。					

※通帳等の写し(金融機関名、支店名、口座名義人氏名フリガナ、預金種別、口座番号の面)を添付する場合または公金受取口座を利用する場合、証明は不要です。

上記(1)で「2 利用しない(または未登録)」を選択された方は、上記(2)年金振込先を公金受取口座へ登録するかご記入ください。

(3) 公金受取口座 ③3 の登録意思	① 登録する	② 登録しない
------------------------	--------	---------

公金受取口座については4ページをご参照ください。

4. 請求者(年金を受ける方)についてご記入ください。

(1) 今回請求する年金の他に現在請求中の公的年金があれば○で囲んでください。(請求中の年金がない場合は記入不要です。)

公的年金制度名			年金の種類
☐ ア 国民年金法	☐ イ 厚生年金保険法	☐ ウ 船員保険法	☐ 老齢または退職
☐ エ 国家公務員共済組合法	☐ オ 地方公務員等共済組合法	☐ カ 私立学校教職員共済法	☐ 障害
☐ キ その他 ()			☐ 遺族

(2) ③欄(1ページ目)を記入していない方は、次のことにお答えください。
(記入した方は回答の必要はありません。)

過去に厚生年金保険、国民年金または船員保険に加入したことがありますか。○で囲んでください。
「ある」と答えた方は、加入していた制度の年金手帳の記号番号をご記入ください。

☐ ある	☐ な い
--------------------------	---------------------------

厚生年金保険 (または船員保険)		国 民 年 金	
---------------------	--	---------	--

5. 死亡した方についてご記入ください。

(1)死亡した方の住所 右欄のいずれかをチェックしてください。	☐	請求者と同じ住所	
	☐	請求者と別住所(下欄に住所をご記入ください。)	
		住所	
(2)死亡年月日	令和 年 月 日		
(3)死亡の原因は第三者の行為(交通事故、労働災害、傷害等)によりますか。			
☐ はい ☐ いいえ			
※「はい」を○で囲んだ場合は「国民年金・厚生年金保険 第三者行為事故状況届」の提出が必要となります。			
(4)死亡の原因は、業務・公務上の事由※によりますか。 (※ 通勤災害は業務上・公務上の事由には該当しません。)	(5)労働基準法による遺族補償※が受けられますか。 (※労働者災害補償保険法(労災法)による給付とは異なります。)		
☐ はい ☐ いいえ	☐ はい ☐ いいえ		
(6)死亡一時金を受け取ることができますが、寡婦年金を選択しますか。			
☐ はい ☐ いいえ			
(7)過去に加入していた年金制度の年金手帳の記号番号で、基礎年金番号と異なる記号番号があるときは、その記号番号をご記入ください。			
厚生年金保険 (または船員保険)		国 民 年 金	

6. 生計維持関係の確認のため、以下の申し立てをご記入ください。

寡婦年金は死亡した方によって生計を維持されていた妻に支給されます。

以下の2つの要件を満たしているとき、「生計維持されている」といいます。

- ① 生計を同じくしていること（例）同居している。単身赴任等で住所が異なっているが生活費を共にしている。
- ② 収入要件を満たしていること
年収850万円(所得655.5万円)以上を将来にわたって有しないことが認められること。

生計維持関係に関する申立書

申立日 令和 年 月 日
(記入日)

1. 死亡当時、請求者は、死亡した方と生計を同じくしていましたか。該当するものを○で囲んでください。

※同居していた場合や、単身赴任等で住所が異なっているが生活費を共にしていた場合は生計を同じくしていることとなります。

はい ・ いいえ

2. 請求者の収入について、該当するものを○で囲んでください。

(1)年収は850万円未満ですか。 (または所得655.5万円未満ですか。)	(1)で「いいえ」を○で囲んだ方のみご記入 ください。 (2)おおむね5年以内に年収850万円 (所得655.5万円) 未満となる見込み がありますか。
はい ・ いいえ	はい※ ・ いいえ

※「はい」を○で囲んだ方は、おおむね5年以内に年収850万円（所得655.5万円）未満となる見込みがあることが確認できる書類の添付が必要となります。

20 年金コードまたは共済組合コード・年金種別	
1	
2	
3	
23 他年金種別	

24 上 外	25 第三者行為
上 外 1 2	

26 受給権発生年月日	27 条 文	28 停止事由	28 停 止 期 間
元号 年 月 日	0 1 4 9 0 0 1 0 0	元号 年 月 元号 年 月	

29 失権事由	29 失 権 年 月 日
	年 月 日

31 時効区分	◆終了表示 E 送信
---------	------------

この請求書に添えなければならない書類等

1. 請求する方(妻)および死亡した方(夫)の基礎年金番号通知書または年金手帳等の基礎年金番号を明らかにすることができる書類
2. 死亡した方の死亡の当時まで引き続く10年間における請求する方と死亡した方の相互の身分関係を明らかにすることができる戸籍の謄本(戸籍の全部事項証明書)、戸籍の抄本(戸籍の個人事項証明書)または住民票等のうち、いずれかの書類(③欄(1ページ目)に個人番号(マイナンバー)を記入したときは、添付を省略できます。)
3. 被保険者または被保険者であった方が船舶または航空機に乗っていて行方不明となっているときは、行方不明となっている事実、死亡の事実がわかっていて死亡日がわからないときは、死亡した事実を明らかにすることができる書類
4. 請求する方が婚姻の届出はしていないが、死亡した方と事実上婚姻関係と同様の事情にあった方であるときは、その事実を明らかにすることができる書類
5. 5(3)欄に「はい」と答えた方は、第三者行為事故状況届(この用紙は年金事務所にあります。)
6. 世帯全員の住民票(③欄(1ページ目)に個人番号(マイナンバー)を記入したときは、添付を省略できます。)
7. 請求する方の収入が確認できる書類(個人番号(マイナンバー)を記入したときは、添付を省略できる場合があります。)
また、6. 生計維持関係に関する申立書の2(2)で「はい」と答えたときは、源泉徴収票等と収入が850万円未満となることを証明できる書類(例:会社等の就業規則など退職年齢を明らかにすることができる書類)
8. ③欄に個人番号(マイナンバー)を記入したときは、記入された個人番号(マイナンバー)が正しい番号であることの確認(番号確認)および提出する方が番号の正しい持ち主であることの確認(身元(実存)確認)が必要です。
【窓口で提出される場合】
下記(1)個人番号カード(マイナンバーカード)または(2)の㊦と㊧1種類ずつの原本をご提示ください。
【郵送で提出される場合】
下記(1)個人番号カード(マイナンバーカード)の両面のコピーまたは(2)の㊦と㊧1種類ずつのコピーをご提出ください。
(1)個人番号カード(マイナンバーカード)※番号確認と身元(実存)確認できる情報の両方が記載されています。
(2)以下の2種類(㊦と㊧1種類ずつ)
㊦個人番号(マイナンバー)が記載されている書類から1種類
住民票(個人番号(マイナンバー)記載のもの)または通知カード(氏名、住所等が住民票の記載と一致する場合に限る)
㊧身元(実存)確認のできる書類から1種類
運転免許証、旅券、身体障害者手帳、精神障害者保健福祉手帳、療育手帳、在留カード等
※上記㊧以外の身元(実存)確認のできる書類については、年金事務所にお問い合わせください。
9. ③欄に個人番号(マイナンバー)を記入したときは、年1回の現況の確認(現況届)や住所変更届等の提出が原則不要となります。
10. ご記入いただいていない場合であっても、ご提出いただいた住民票情報等を基に、番号利用法(マイナンバー法)に基づき、個人番号(マイナンバー)を登録させていただきます。個人番号(マイナンバー)の登録後は、年1回の現況の確認(現況届)や住所変更等の届出が原則不要となります。

「公金受取口座」の利用・登録

○公金受取口座登録制度とは

- 公金受取口座登録制度とは、国民の皆さまが金融機関にお持ちの預貯金口座について、一人一口座、給付金等の受取のための口座として、国(デジタル庁)に任意で登録していただく制度です。詳しくは、デジタル庁ホームページ「公金受取口座登録制度」をご確認ください。
(https://www.digital.go.jp/policies/account_registration/)
また、口座情報登録・連携システム利用に関する利用規約もあわせてご確認ください。
(https://img.myna.go.jp/html/account_registration_riyoukiyaku.html)
- 公金受取口座の登録、登録状況の確認や登録口座の変更、削除を行う場合は、マイナポータルからお手続きください。

○年金振込先に公金受取口座を利用する場合の注意点

- 公金受取口座を変更しても、年金の受取口座は変更されません。
- 年金の受取口座を変更する場合には、公金受取口座の変更手続きとは別に「年金受給権者受取機関変更届」の提出が必要です。
- また、公金受取口座での年金受取をやめ、別の口座を年金受取口座として指定する場合も「年金受給権者受取機関変更届」の提出が必要です。

○年金振込先の口座を公金受取口座に登録する場合の確認事項

- 年金振込先の口座を公金受取口座に登録することに同意(「1. 登録する」に○印を記入)した場合は、年金受取口座の情報は個人番号(マイナンバー)等とともに登録され、口座情報は公的給付を支給する行政機関等に提供されます。ただし、海外に居住している方は、年金請求時における公金受取口座登録の対象外となるため、公金受取口座の登録意思欄への記入は不要です。
- 公金受取口座の登録結果は国(デジタル庁)から送付されます。なお、マイナポータルを開設済みの方へは、マイナポータル上で通知されます。
- 公金受取口座の登録には時間がかかる場合があります。お急ぎの方はマイナポータルでの登録をお願いします。